

京都市市営住宅における高齢者等対応住戸改善工事实施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅の機能向上を図り、高齢者及び身体障害者（以下「高齢者等」という。）の生活の利便の向上を図ることを目的とする。

(整備手法)

第2条 高齢者等対応住戸改善工事の実施に当たっては、予算、対象となる市営住宅の現状等を勘案し、次の各号に掲げる工事を行うものとする。なお、既に高齢者等対応設備の整備を行った住戸は、工事の対象から除く。

- (1) 国の公営住宅ストック総合改善事業及び改良住宅ストック総合改善事業を活用した改善工事（以下「補助事業」という。）
- (2) 第1号に掲げるもの以外の改善工事（以下「市単独事業」という。）

2 入居者が自費で改造した部分又は自費で設置している構造物に係る工事は行わない。

(補助事業)

第3条 補助事業は、本市が特定した空き住戸を対象として実施することとする。

2 補助事業の整備内容は、次の各号に掲げる項目の全部又は一部及びこれらの工事に伴い必要となる附帯工事とする。

- (1) 玄関、便所及び浴室の手すりの設置
- (2) 床段差の解消
- (3) 玄関ドアノブ、便所のドアノブ及び水道栓のレバー式取手への変更
- (4) 和式便所の洋式化その他の便所の改善

3 この要綱による工事は、本市が新たに建設し、又は既に改善工事を実施した市営住宅における高齢者等対応設備の水準を超えない範囲で施工する。

4 入居者の負担に属する住戸内の維持又は補修を内容とする工事は行わない。

(市単独事業)

第4条 市単独事業は、入居者の申請により工事を実施することとする。

2 市単独事業の整備内容は、次の各号に掲げる項目の全部又は一部及びこれらの工事に伴い必要となる附帯工事のうち、住戸の状況及び入居者の身体状況に鑑み、必要と認められるものに限り実施するものとする。

- (1) 玄関、便所及び浴室の手すりの設置
- (2) 洋室がない住戸について、車椅子、介護ベッド利用世帯で必要と認められる場合に、1室に限りフローリング化
- (3) 玄関ドアノブ、便所のドアノブ及び水道栓のレバー式取手への変更

(4) 和式便所の洋式化その他の便所の改善

3 前条第3項及び第4項の規定は、この場合にも準用する。

(市単独事業の申請要件)

第5条 市単独事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たした入居者から、別に定める申請書により申請があった場合に実施することができる。

(1) 現に工事対象である市営住宅に居住しており、正当な入居者であること。

(2) 家賃を滞納していないこと。ただし、家賃を滞納している者であっても、別に定める基準を満たす者を除く。

(3) 入居者又は同居者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 満65歳以上である者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者

(市単独事業の実施決定)

第6条 第5条に規定する申請書を受理したときは、申請者の希望する工事が第4条に該当することを調査したうえ、工事の可否及び工事の内容を決定し、文書により申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱において、別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局住宅室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から実施する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市改良住宅等における高齢者等対応住戸改善工事要綱（平成12年9月1日都市計画局長決定）及び京都市改良住宅等における住戸内改善工事実施要綱（平成15年7月11日都市計画局長決定）は廃止する。ただし、この要綱の実施の日の前に入居者から申請があった補助事業については、京都市改良住宅等における住戸内改善工事実施要綱の規定に基づき実施するものとする。

附 則（平成30年3月1日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。